財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、三二一人	
国税庁	五六、一九四人	
合計	七一、五〇五人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十四年九月三十日までの間	一五、三八四人
国税庁	平成二十四年九月三十日までの間	五六、九五七人

○財務省令第三十九号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「四兆六千二百九十億円」を「五兆五千九十億円」に、「八千七百十億円」を「六千九百十億円」に、「二千三百十四億五千万円」を「九百五億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十五号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年四月六日

財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令

財務省
文部科学省
経済産業省令第一号
環境省

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四貸方科目の項中「電源利用対策費」の次に「、電源立地対策原子力安全規制対策費、電源利用対策原子力安全規制対策費」を加える。

別表第五借方科目の項中「一般会計より受入」の次に「東日本大震災復興特別会計より受入」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

○文部科学省令第十七号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

文部科学大臣　平野　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の見出し及び同条第一項中「並びに」の下に「企画官、」を加え、「、学校安全対策専門官」を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　企画官は、命を受けて、学校健康教育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「並びに文化財情報活用計画専門官」及び「それぞれ」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「及び教員人事管理システム専門官」を「、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

第五十条第五項中「室長」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官三人」を加え、同条中第十四項を第十五項とし、第六項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射能調査並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する専門的事項についての処理に当たる。

第五十九条第三項中「及びナノテクテクノロジー推進専門官及び元素戦略専門官それぞれ」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　元素戦略専門官は、希少な元素の代替及び循環に関する研究開発の推進に係る専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第七十二条第二項中「いう。」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「室長」の下に「及びスポーツ産業連携専門官一人」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　スポーツ産業連携専門官は、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第七十四条の見出し及び同条第一項中「教科調査官」の下に「、学校放射線対策専門官」を加え、「安全教育調査官」の下に「、防災教育専門官」を加え、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。